

岩手県告示第174号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和2年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定に係るシルバー人材センター連合の名称

公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会

2 指定した業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

| 業 種 | 職 種 | 市町村の区域 |
|-------------------|------------|--------|
| 56－各種商品小売業 | 32 商品販売の職業 | 県内市町村 |
| | 76 清掃の職業 | |
| 85－社会保険・社会福祉・介護事業 | 76 清掃の職業 | 県内市町村 |

備考 業種欄については日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める中分類に、職種欄については厚生労働省編職業分類に定める中分類による。

3 指定年月日

令和2年3月13日